

1 主な改正概要

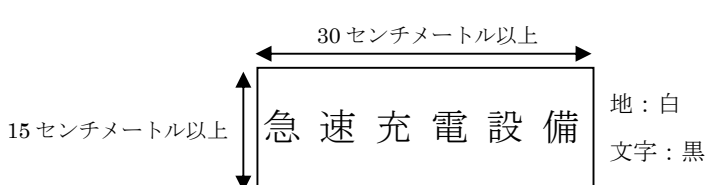
(1) 「川崎市火災予防条例」の規定内容

急速充電設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によります。

- ア 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- イ 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- ウ 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- エ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- オ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- カ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- キ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- ク 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- ケ 異常な高温とはならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- コ 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- サ 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- シ 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - (イ) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- ス 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- セ 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- ソ 可燃性又は腐食性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- タ 見やすい箇所に急速充電設備である旨を表示した標識を設けること。
- チ 定格電流の範囲内で使用すること。
- ツ 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

(2) 「川崎市火災予防規則」の規定内容

ア (1) タの標識の様式は、次のとおりです。



備考

- 1 材料は、木板、金属板又は難燃合板樹脂板とする。
- 2 標識の記入文字は、「急速充電器」等でもよい。
- 3 縦書きとしてもよい。

イ (1) ツに規定する点検結果等の記録は、川崎市火災予防規則第4条に規定する電気設備等点検補修記録表（第1号様式）により行います。

(3) 「必要な知識及び技能を有する者の指定について」の規定内容

(1) ツの必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものは、電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者、電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者又は急速充電設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者です。

2 経過措置

当該改正の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、これらの改正条例等の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しません。